

普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書

沖縄県内において、米軍機による落下物事故及び低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、子どもたちの学びに影響が出ているという現実がある。

宜野湾市においては、平成16年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、平成29年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小学校グラウンドへの米軍機窓枠落下事故、令和3年11月の米軍機から落下した水筒が民家の玄関先で見つかった事故などが相次いで生じている。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物P F A Sが検出されている。さらに、令和4年8月の市民グループによる調査では普天間第二小学校グラウンドの土壌からP F A Sが検出された。それにより同飛行場から派生する被害に対し不安を訴える声が市民から届いている。

日米両政府は、普天間飛行場周辺でできる限り学校や病院などを含む人口稠密地域の上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、本市議会は市民の尊い生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、下記の事項を強く要請する。

記

- 一 米軍機の保育・教育施設などの上空の飛行を禁止すること
- 一 国による水質・土壌のP F A Sに関する基準を早急に定め対策すること
- 一 子どもたちを取り巻く空・土・水の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、環境大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣